

越 監 公 表 第 2 7 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和5年（2023年）7月4日付け越監第79-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年9月5日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

監査の結果に係る措置について

建設部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、定期券保有区間の減額調整の方法等を誤っていたため支給金額に不足が生じていたものである。

(下水道事業課)

【措置等の内容】

本件については、旅費の申請・承認手続きに際しての確認が不十分であったことにより支給額に不足が生じたものです。

不足分については、正当額への修正手続きを行い、令和5年5月に精算を完了しました。

今後は、旅費に関する所定の取扱いについての確認の徹底を関係職員において図り、再発防止に努めます。

監査の結果に係る措置について

建設部

【指摘事項】
<支出事務> (2) 会計年度任用職員報酬の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。 会計年度任用職員への報酬の支給状況を確認したところ、勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたものである。 (下水道経営課)
【措置等の内容】
本件については、会計年度任用職員の報酬額の算定に際し、対象勤務時間数の集計及び確認を担当職員一人のみで行い、誤った内容で報告したことから、支給金額に不足が生じたものです。 不足分については、正当な金額を支給するため修正手続きを行い、令和5年5月に精算を完了しました。 今後は、対象勤務時間数の集計内容について複数の職員で確認するよう改めることなどにより、再発防止に努めます。